函館市障害者地域生活支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第７７条第１項および第３項から第５項まで，第７７条の２ならびに第７８条第１項の規定に基づく地域生活支援事業の実施に関し，別に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「障害者」とは，法第４条に規定する障害者をいう。

２　この要綱において「障害児」とは，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４条第２項に規定する障害児をいう。

（実施事業）

第３条　市は，地域生活支援事業として，次に掲げる事業を行う。

(1) 相談支援事業

(2) コミュニケーション支援事業

(3) 日常生活用具給付等事業

(4) 移動支援事業

(5) 地域活動支援センター事業

(6) 精神障害者福祉ホーム事業

(7) 訪問入浴サービス事業

(8) 日中一時支援事業

(9) 理解促進研修・啓発事業

(10) 自発的活動支援事業

(11) その他市長が必要と認める事業

２　市は，前項各号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施を社会福祉法人その他市長が適当と認める者に委託し，または近隣の市町と連携して広域的に事業を実施することができる。

3　事業の具体的内容，対象者および利用の手続等については，別に定める。

（費用負担の額等）

第４条　障害者または障害児の保護者のうち，事業を利用することができる者として市長が認める者（以下「利用決定者」という。）が当該事業に係るサービスを利用した場合において負担すべき費用の額は，次に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 前条第１項第１号，第２号，第５号（障害者デイサービス事業を除く。），第６号，第９号および第１０号に掲げる事業　無料

(2) 前条第１項第３号に掲げる事業　別表第１に掲げる額

(3) 前条第１項第４号，第５号（障害者デイサービス事業に限る。），第７号および第８号に掲げる事業　別表第２に掲げる額

(4) 前各号に掲げる事業以外　事業ごとに別に定める額

2　利用決定者は，前条第２項の規定により事業の実施の委託を受けた事業者から当該事業に係るサービスの提供を受けたときは，前項の規定による負担すべき費用の額を当該事業者に支払わなければならない。

3　前項の規定による支払いがあったときは，第１項の規定による費用の負担がされたものとみなす。

（費用負担の額の変更）

第５条　市長は，災害その他特別の事情があることにより，利用決定者が負担すべき費用の額を負担することが困難であると認めるときは，当該負担すべき額を変更することができる。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか，事業の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この要綱は，平成１８年１０月１日から施行する。

2　平成２５年７月３１日において別表第１に規定するＡ階層の世帯に属する者が，生活扶助基準の見直しに伴い同年８月１日において同表に規定するＢ階層の世帯に属する者となった場合は，同日から平成26

年３月３１日までの間に限り，その者がＡ階層の世帯に属する者とみなして同表の規定を適用する。

附　則

この要綱は，平成１９年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１９年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２０年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２１年１月２６日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２２年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２４年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は，令和８年７月１日から施行する。

2　この改正に伴う第４条第１項第３号に掲げる事業の決定については，当該決定に限り，改正後の規定にかかわらず，改正前の利用決定開始日から起算して１２ヵ月を経過した日の前日の属する月の末日までの期間に係る利用決定は，生活保護の受給状況および令和７年度の市町村民税課税状況に基づき行うものとする。

別表第１（第４条関係）

所得区分	負担額	負担上限月額
生活保護受給世帯	０円	０円
市町村民税非課税世帯	０円	０円
市町村民税課税世帯	基準額の１割	３７，２００円

１．この表において「世帯」とは，利用決定者が属する住民基本台帳上の世帯を原則とする。ただし，利用決定者が障害者である場合に係る「世帯」の範囲については，当該障害者および配偶者とする。

２．この表において「市町村民税非課税世帯」とは，その属する世帯の世帯主を含むすべての世帯員が地域生活支援事業を受ける日の属する年度（地域生活支援事業を受ける日の属する月が４月から６月までである場合にあっては，前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし，同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ）が課されていない者または本市の条例等で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯とする。

３．中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯については，この表中の「生活保護受給世帯」として取扱うものとする。

４．この表において「基準額」とは，日常生活用具給付等事業要領別表第１で規定する基準価格をいうものとし，見積額が基準額を上回る場合は，基準額を超える額を利用決定者が負担するものとする。なお，見積額が基準額を下回る場合は，当該見積額を基準額とする。

５．この表中の「基準額の１割」について，１０円未満の端数が生じた場合は，切り捨てるものとする。

別表第２（第４条関係）

所得区分	負担額	負担上限月額
生活保護受給世帯	０円	０円
市町村民税非課税世帯	０円	０円
（利用者が障害児の場合） 世帯の所得割の合計額２８万円未満の市町村民税課税世帯	サービス費用の１割	４，６００円
（利用者が障害者の場合） 世帯の所得割の合計額１６万円未満の市町村民税課税世帯	サービス費用の１割	９，３００円
上記以外の者	サービス費用の１割	３７，２００円

１．この表において「世帯」とは，利用決定者が属する住民基本台帳上の世帯を原則とする。ただし，利用決定者が障害者である場合に係る「世帯」の範囲については，当該障害者および配偶者とする。

２．この表において「市町村民税非課税世帯」とは，その属する世帯の世帯主を含むすべての世帯員が地域生活支援事業を受ける日の属する年度（地域生活支援事業を受ける日の属する月が４月から６月までである場合にあっては，前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし，同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ）が課されていない者または本市の条例等で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯とする。

３．この表において「所得割」とは，地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定および「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成２４年６月２５日障発０６２５第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉

部長通知)」によって計算された所得割の額をいう。なお，所得割額の算定に当たっては，住宅借入金等特別税額控除(同法附則第５条の４第５項)および寄附金税額控除(同法３１４条の７)による税額控除前の市町村民税所得割額により行うものとする。また，この場合において，同法第３２３条に規定する市町村民税の減免があったときは，その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。

４．中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯については，この表中の「生活保護受給世帯」として取扱うものとする。

５．この表中の「サービス費用の１割」について，１０円未満の端数が生じた場合は，切り捨てるものとする。

６．この表中の「負担上限月額」について，第４条第１項第３号に掲げる事業ごとに負担するものとする。